

平成 29 年 3 月 31 日  
東 京 都 総 務 局

## 公立大学法人首都大学東京の第二期中期目標期間終了時における 組織・業務全般の検討について（案）

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 31 条では、設立団体の長は、中期目標期間の終了時に、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うことが規定されている。

また、平成 26 年 3 月 10 日付東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）幹事会決定に基づき、法第 31 条の規定に基づく組織及び業務の全般にわたる検討は、次期中期目標の策定と一体的に行うこととされた。

この趣旨を受け、この間、評価委員会による各事業年度の業務の実績に関する評価や、次期中期目標の策定に向けた検討の中で、法人の組織及び業務の全般についても検討を行ってきたところであるが、平成 28 年度に公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の第二期中期目標期間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の最終年度を迎えるに当たり、「今後の法人の業務の継続の必要性」という観点から、下記のとおり検討結果を取りまとめる。

### 記

#### 第 1 第二期中期目標期間の業務実績評価（平成 23～26 年度）

##### 1 第二期中期目標の重点取組事項について

法人は、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校という性質の異なる三つの高等教育機関を管理運営している。これは、他の国立大学法人や公立大学法人にはない特性となっている。

第二期中期目標は、各教育機関が連携・協力し、法人全体として効果的な事業展開を図っていくという考えに基づき、「①大都市の活力の源泉となる人材の確保・育成・輩出」、「②教育研究機関、自治体、企業等、多様な機関との連携」、「③グローバルな視点に立った教育研究の推進」を重点取組事項として定めている。

法人はこの中期目標に基づき、中期計画・年度計画を定め、業務運営を行ってきた。

##### 2 評価委員会による業務実績評価の概要

法人は、法第 28 条に基づき、評価委員会により各事業年度に係る業務の実績に関する評価を受けている。評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「全体評価」、「項目別評価」により実施される。

###### （1）全体評価の概要

全体評価は、項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価している。全体評価は、各年度とも「順調に成果を挙げている」と評価され

ている。各大学・高専及び法人の業務実績について、主に、次のような総評がされてきた。

- ・首都大における教育改革への取組、総合研究推進機構の設置をはじめとする世界トップレベルの研究を目指した重点的・戦略的な促進施策、産技大における PBL（問題解決型学修）教育、ディプロマ・サプリメントに代表される質保証、APEN（アジア高度専門職人材育成ネットワーク）などの先進的な取組、産技高専におけるグローバルエンジニア育成への取組など、それぞれの特徴を活かした教育改革、研究推進、業務運営を進めており、高く評価できる。（平成 26 年度）
- ・法人は、社会情勢の変化を踏まえ、2 大学 1 高専それぞれの特質に相応しい教員人事制度を構築するとともに、職員の人材育成システムの体系化による、教育研究と経営の高度化に貢献する職員組織作りを進めており、その点も高く評価できる。そのほか、自己収入の改善といった財務運営に関する取組、資産管理や施設の整備・活用に関する取組だけでなく、セクハラ・アカハラ対策、セクシュアル・マイノリティ差別の防止など、適切な努力がなされ、2 大学 1 高専の取組を支える環境整備に取り組んでいる。（平成 26 年度）
- ・高等教育を取り巻く環境は急速に変化しており、社会の変化に適切に対応できる高等教育機関として存在感を示し続けられるか、また、公立大学法人としてその役割をどう果たしていくのか、常に問い続ける必要がある。（平成 24 年度）

## （2）項目別評価の概要

項目別評価は、「教育」「研究」「社会貢献」「法人運営」「財務運営」など中期計画の大項目計 52 項目について、事業の進捗状況・成果を以下の 4 段階で評価している。

評 定	1… 年度計画を大幅に上回って実施している。 2… 年度計画を順調に実施している。 3… 年度計画を十分に実施できていない。 4… 業務の大幅な見直し、改善が必要である。
--------	--

※「公立大学法人首都大学東京の業務実績評価方針及び評価方法」（平成 26 年 12 月 4 日一部改正）

各年度の主な取組実績及びその評定については、別表「第二期中期計画に対する過年度の取組状況」のとおりであり、各項目とも概ね評定『2』以上の評価を得ている。

なお、情報セキュリティ事故の発生を受け、平成 23 年度及び平成 26 年度に評定『3』の評価を受けた個人情報保護については、情報セキュリティ及び個人情報保護対策の周知徹底のほか通信制御方針の見直しや、専門業者によるセキュリティ診断等の対策を行った。

## 第 2 法人の業務及び組織の必要性・有効性、運営形態の適切性等について

### 1 法人の業務及び組織の必要性・有効性

東京都は、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もっ

て都民の生活及び文化の向上に寄与することを目的として、法人を設立した。法人は、この使命を達成するため、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の三つの高等教育機関を管理運営している。

法人が設置する各大学及び高等専門学校は、法人の目的に基づき、それぞれの性格や特色に基づく使命を掲げている。すなわち、首都大学東京は、「大都市における人間社会の理想像の追求」、産業技術大学院大学は、「産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門職業人の育成」、東京都立産業技術高等専門学校は、「首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストの育成」である。

2 大学 1 高専は、その目的・使命を果たすため、教育、研究、社会貢献等の様々な業務を行ってきた。第二期中期目標期間の主な業務実績を以下に列記し、検証する。

#### 《首都大学東京》

- ・学位授与方針及び教育課程編成・実施方針の策定による育成する人物像等の明確化
- ・国際化の推進による受入・派遣留学生数の双方の拡大
- ・ラーニング・コモンズの開設やスタディ・アシスタントの配置など、学修環境の整備
- ・学生が本物の考える力を身に付けるための、全学的な教育改革の方針の策定
- ・「ワーク・ライフ・バランス実現のための研究支援制度」などダイバーシティ施策の推進
- ・総合研究推進機構の設置など、世界トップレベルの研究を推進・支援する体制を確立
- ・施策提案発表会やスタートアップ調査などの実施による都連携事業の推進

#### 《産業技術大学院大学》

- ・事業アーキテクトコースの設置など、運営諮問会議の答申などを踏まえたカリキュラムの見直し
- ・アジアの大学等との連携を拡充し、グローバルに活躍できる人材の育成を推進
- ・PBL 教育の推進や、ディプロマ・サプリメントの他に先駆けた導入など、先進的な教育施策を展開
- ・ネットワークサービスプラットフォーム研究所、AIIT 産業デザイン研究所及びビッグデータ研究所における開発型研究の推進
- ・AIIT マンスリーフォーラム開催による専門職コミュニティの形成

#### 《都立産業技術高等専門学校》

- ・グローバル・コミュニケーション・プログラム(GCP)、海外インターンシップ、グローバルエンジニア育成プログラムといった、国際的に活躍できる技術者育成のための多様な国際化推進事業の実施
  - ・英会話カフェなど楽しみながら英語を学ぶことができる国際交流ルームの設置
  - ・「未来工房プロジェクト」、「未来工房ジュニア」による学生の課外活動の支援
  - ・科学研究費獲得に向けた外部講師招聘による若手教員支援の実施
  - ・都立産業技術研究センターと連携した技術相談や連携講座の実施
- 上記のとおり、教育研究とその成果による社会貢献に取り組み、様々な成果を挙げてきた。

また、これらの取組は第1で掲げた評価委員会による業務実績評価においても評価されている。

したがって、法人の業務である2大学1高専という教育研究組織の運営は、その目的達成のために有効に機能しており、法人の使命の実現に向け、引き続きこれらの取組を行っていく必要がある。

一方、評価委員会からも指摘されているとおり、18歳人口の減少、上昇傾向にある子供の貧困率など、高等教育機関を取り巻く環境は急速に変化している。また、平成27年度学校基本調査によると、東京都内に大学は137校（学生数約74万人）、高等専門学校は3校（学生数約3千6百人）が設置されている。

このような状況を踏まえ、今後は、高等教育機関が集中している東京において、法人全体がさらに社会的存在価値を高めていくため、都との強固な連携を活かした教育研究を実施し、大都市課題の解決、大都市の持続的発展及び地域社会の発展に一層貢献していくことが求められる。加えて、産業構造の変化や技術革新、グローバル化等、社会経済情勢が急激に変化していく中、法人が設置する2大学1高専は、社会からの新たな要請や期待に応えるため、教育研究組織の再編成や新しいカリキュラムの開発等、絶えず検討していくこともあわせて求められる。

## 2 当該事業の運営形態としての法人の適切性

都立の大学等の法人化は、学生のニーズや社会状況の変化への柔軟かつ機敏な対応に限界がある行政組織から大学等を切り離し、自律的運営に委ねることで、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保し、教育研究の柔軟で活発な進展を図ることを目的として行ったものである。また、法人化に当たっては、法人運営に民間の経営感覚を取り入れることで法人化のメリットを最大限に発揮させるため、学長とは別に経営の責任者として理事長を任命した。法人化後、法人では、理事長、学長及び校長のリーダーシップのもとで、経営と教学の適切な役割分担を行いつつ、迅速かつ効率的、効果的な業務運営を進めてきた。

第二期中期目標期間に取り組んだ、公立大学法人の特性を生かした主な実績を以下に列記し、検証する。

### 《法人運営》

- ・首都大における将来を見据えた選択と集中や教育研究組織・教員定数の見直し
- ・有期労働契約を巡る社会情勢の変化を踏まえ、2大学1高専の特性に合わせた教員人事制度を構築
- ・都派遣職員数を削減する一方、法人職員を計画的に採用・育成。教育研究の質の確保と経営の効率化をにらみ、現場の業務実態や課題に的確に対応できる最適な体制作りを推進

### 《財務運営》

- ・毎年度の経営努力により剰余金を生み出し、健全な財政運営を実現。また、剰余金を目的積立金として、教育研究の向上等に弾力的に活用（約16億円。平成26年度決算時点）

- ・外部資金獲得促進のため、大型研究等に取り組む教員の職務を軽減・免除する研究重点教員支援制度を創設

#### 《自己点検・評価等》

- ・全国紙での一面広告や副駅名標広告など認知度向上に向けた積極的な広報の実施

#### 《その他業務運営》

- ・2 大学 1 高専が合同で行う GCP の実施支援

上記のとおり、業務運営、財政運営等の面で公立大学法人の特性を生かした取組を実施し、様々な成果を挙げてきた。また、これらの取組は第 1 で掲げた評価委員会による業務実績評価においても評価されている。

したがって、引き続き公立大学法人の形態により、運営を行っていくことが適切である。

一方、社会経済情勢が急激に変化していく中、法人及び 2 大学 1 高専は、社会からの新たな要請や期待に応えるため、絶えずその取組を検討していかなければいけないことは上述のとおりである。

そのため、今後、2 大学 1 高専が、教育、研究、社会貢献の様々な取組を進めていくに当たっては、同時に、それらの取組を支えるための基盤の整備、強化が不可欠となる。効率的・効果的な業務運営、戦略的な人事制度の構築、中長期的な構想に基づく施設設備の更新等、一層の取組が求められる。

### 第 3 第二期中期目標期間の総括と今後の法人事業の在り方について

#### 1 所要の措置の必要性

第 1 及び第 2 のとおり、これまでの検討の結果を踏まえると、法人の業務内容、組織構成、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断される。したがって、第 31 条第 1 項の規定に基づく所要の措置を講ずる必要性は認められない。

#### 2 第三期中期目標期間に期待される取組

第二期中期目標期間における実績を基礎に、第三期中期目標においては、大学等高等教育機関を取り巻く社会経済情勢の変化に機動的に対応し、より高い業務実績を目指すため、「①グローバル化が進む中での、大都市課題を解決する人材の育成・輩出と、卓越した研究の推進」、「②変化し続ける社会からの要請への的確な対応と、それを支える基盤の強化」、「③東京都が設立した高等教育機関ならではの教育研究を推進し、東京の未来への貢献」に重点的に取り組むことが期待される。